

名



15

日韓会談財産、請求權問題交渉の経緯（第三）

二五五二

20

注1同じ題目の三月十九日付文書及び四月十五日付同（説）に続く。

「韓国側全権梁炳燾博士は、四月九日付の松本全権の書簡にも向
らず、四月十一日釜山発A Pによれば、韓国外務部長と共に、
次のような声明を行つた。

...The Foreign Minister said in a statement, which he read at a press conference
this morning, that the progress of the negotiations between the two countries
"largely hangs on the retraction of these unreasonable demands on the part of Japan."

Meanwhile, Ambassador Yang You Chan, Chief Delegate to the Japan Talks, told
newsmen here today that there is little hope for continuing the already deadlocked
Conference unless Japan withdraws the property demands.

The Korean Ambassador to Washington who has been heading the Korean Delegation
in Tokyo since last October said Japan's attitude suddenly changed after the recent
ratification of the Japanese Peace Treaty by the United States Senate.

"They said they would agree with us on the issues of property, fishery, ships,
as well as nationality," Yang said, "But after the U.S. ratification of the Japanese
Treaty they not only claim property rights in Korea but also demand reparation for
destroyed properties from the Korean Government, which we can never accept."

He said, however, he thought Japan would eventually withdraw these demands
because "it is like demanding to have all Korea." Yang said the Japanese demand
could be considered as a "bargaining position" to reduce Korean demands. He added,
he believed the deadlock would be broken within two to three weeks.

式が請求権問題の方式として、現在の状況において、次の三方式が考えられる。即ちこのままの形で全会談の幕切れとなる所まで押して

側官本んを請わつ討よ国のわろわが、梁
の方件と練求がた。る政行れがでれ、博
了針処した。権問は。会府為なはいと求士
記承を左記の。趣の。共か考談たれ、ろ問、
得るためか、の、切を求前日せしむからわ
ためく来如請に、の、韓に、見つ方
のす常考権関、の、極、何
手設考問、の、的、韓の
統復共え題、の、本、通
をと委員の解、の、反、知
つ究しを、決、の、撃、も
右に設置の、日、策、を、金
付した猜、本、を、練、山
き省場疑、側、大、つ、に
内合心を、側、きな、た、帰
及び解を、側、な、も、つ、た
具くを、側、変、の、承、の、の
体的解延、側、化、の、せ、右
的た乃、側、か、と、し、明
省め主、側、ある、想、る
運に回、側、は、は、ど
、せ方、策、て、

行く。一これで行けば常設共同委員会へ問題を移すこともま
 二方式としてこの際常設共同委員会の実際の運営に当つての肚構
 えといふ点を韓日本財産全部を取りもどすという結果にはなら
 ぬといふ点を韓日本財産全部を取りもどすという結果にはなら
 権の非公式会談の際に口頭で述べるか一表明し、我方構想へ
 第三方式の相互に請求権を放棄すること。
 第三方式の相互に請求権を放棄すること。
 以上三つの方式に關しては何れによるかの根本的な心構えを
 決めること。か緊要であるか、この際は第二方式に依るを適當と
 するものと。
 而して右の第二方式をとる場合、具體案としては、左記の様
 な趣旨が考案されるべきである。一これは日本側提案の基本要綱
 の美的処埋を領に相當するわけである。一
 (一) 有体財産に對して動産等不可抗力により滅損滅失したと認
 められ、企業財産に對しては基礎産業国有化等の意味合いにおい
 て、企業財産に對しては基礎産業国有化等の意味合いにおい
 て、企業財産に對しては基礎産業国有化等の意味合いにおい
 交、農地等によつてこれを農地改作等の目的のための法令により収用
 されたものにして農地改作等の目的のための法令により収用
 こと。

二、鉱業権については、国際慣行上自国民に保有せしめる建
前で、当該権利を韓国民に譲渡することを要求される場合
は、交渉によつてこれを決めること。
ホ、その他個人住宅、店舗等の雑件については、将来当事者
間の談合による解決に任せること。
ヘ、在韓米軍政府において処分済のものは売得金を問題とす
るに止めること。
(二) 叙上の何れかより上る売得金の清算については、韓
日警監及び対日請求権と見台う分につきそのtransferを便宜省
略することとを考慮する。

石趣旨に基いて、大蔵省と打合せを行つた結果、大蔵省にお
いて、この趣旨を容れた一日韓兩國間に取
極めるべき財座及び請求権の処
本側（）の外務省へ回付して注「解」を成し、大蔵省より受領した文書
の全文を掲げておく。

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求権の処
理に關する協定の基本要綱（日本側案）に關する
若干の注釋

日本側の提議した基本要綱を確認することには、日本
の植民地的支配の復活を承認するに外ならないとす
る主張は、基本要綱の美施に關する日本側の見解に
の不足は、基本要綱の美施に關する日本側の見解に
日韓兩國間に永遠に互に友好關係を確立するに
發足し、財座の專横は、石基の本關係から出
私的財産の尊重は、石基の本關係から出
また、協定の原則として、許されぬ。既成の事實等
を基に、これを無視するは、石の原則の確認を求めた
ものである。従つて、当然

[illegible][illegible]

四 五

轉る石の諸
国日の時求
側本よ期權
ののう方の
愁社な法決
念済次等済
は的期にに
解又でつつ
消配差い
すの本てて
る復安好は
も活補意、
のを下的現
と確のに突
信認(一)協的
ずすを議に
る確すそ
。と認るの
とす用意力
にる意が等
外こある考
ならはる慮
ない韓。し
と国にて、
すおけそ

(6)	(5)	(4)
債預旨のい地の在立の鉦必	債預旨のい地の在立の鉦必	債預旨のい地の在立の鉦必
又務金の在て等株外法立業す又	又務金の在て等株外法立業す又	又務金の在て等株外法立業す又
思勤者そ徹日はか式会を務權し収	思勤者そ徹日はか式会を務權し収	思勤者そ徹日はか式会を務權し収
わ乱にの底財交らで社認か、も用	わ乱にの底財交らで社認か、も用	わ乱にの底財交らで社認か、も用
れそと他を産渉すあめら漁再対	れそと他を産渉すあめら漁再対	れそと他を産渉すあめら漁再対
るのつのほのにる杯る國業収佃	るのつのほのにる杯る國業収佃	るのつのほのにる杯る國業収佃
が他て金か必心舞場式用際權得は、	が他て金か必心舞場式用際權得は、	が他て金か必心舞場式用際權得は、
これほ銀る埋す國台に意債等佃り	これほ銀る埋す國台に意債等佃り	これほ銀る埋す國台に意債等佃り
はりの權のつ用へ、いめにつを1	はりの權のつ用へ、いめにつを1	はりの權のつ用へ、いめにつを1
總債負にとい意の佃てる從い受ズ	總債負にとい意の佃てる從い受ズ	總債負にとい意の佃てる從い受ズ
て務担つずてが当々は、つて求ナ	て務担つずてが当々は、つて求ナ	て務担つずてが当々は、つて求ナ
私者ほいるはあ該のこ、てもせブル	私者ほいるはあ該のこ、てもせブル	私者ほいるはあ該のこ、てもせブル
的が極て。、る会場れ、な前記とで	的が極て。、る会場れ、な前記とで	的が極て。、る会場れ、な前記とで
な確めは要。社合らのたにるれば	な確めは要。社合らのたにるれば	な確めは要。社合らのたにるれば
請認てイン、のこの半じ式が基	請認てイン、のこの半じ式が基	請認てイン、のこの半じ式が基
求出來微フレ、(一)の致民族資本	求出來微フレ、(一)の致民族資本	求出來微フレ、(一)の致民族資本
姿ないものシ、及び要綱、該渡に	姿ないものシ、及び要綱、該渡に	姿ないものシ、及び要綱、該渡に
ねら場と思の、の結	ねら場と思の、の結	ねら場と思の、の結
る合も思の、の結	る合も思の、の結	る合も思の、の結
わ多わの、の結	わ多わの、の結	わ多わの、の結
けいれ、の結	けいれ、の結	けいれ、の結
でこる、の結	でこる、の結	でこる、の結

四
 わが方としては、叙上の状況に鑑み、今次会談が妥結に到達する
 ことが、最後まで努力を続け、例えば請求権問題について将来常
 設共同委員会を設置する場合一、新たな拘束されない立場で「
 審議を先行すべき旨を四月十七日非公式覚書をもつて先方に示
 し、更に先方を説得するに全力をあげた。その非公式覚書は次の
 通りである。○
 一、請求権問題については、審議の結果、双方の主なる論点が
 明らかであることが、問題の複雑性に鑑み、最終的解決は早急に
 是困難であることが、分つた。○
 二、以上提した日本側代表団は、財産及び請求権の「理に關し、
 ねて提案した常設共同委員会は、規定に従い、新たな拘束され
 シス立場で本件審議を行うこととを適当と思料する。○
 三、更に、今次会談が打ち合わせの会談において、双方に合意され
 た点に、公報を記し、及び昨年からの会談において、双方に合意され
 るため、公報を記し、及び昨年からの会談において、双方に合意され
 一、然るに、非公報を記し、及び昨年からの会談において、双方に合意され
 二、然るに、非公報を記し、及び昨年からの会談において、双方に合意され
 からの諸提案の行われた非公使間に四月二十一日及び二十四日の
 二、然るに、非公報を記し、及び昨年からの会談において、双方に合意され
 からの諸提案の行われた非公使間に四月二十一日及び二十四日の

国政府が日韓会談打ち切りの閣議決定を行つた旨、韓国政府が
 クスマンが声明したとの事が二十三日釜山放送及び外電で報ぜ
 られた。韓国の本國においては、かかる態度をとつてゐるの
 金公使は、唯口頭だけの会談の継続方を希望すると言明するのみ
 で、何等積極的な具体的態度を示さなかつた。わが方は、これら
 状況等を判断して、先方が四月二十八日の講和発効時期を遅
 に押し切つて行くための遅延策に出で、この間に時を稼ぐべし
 大使をして、米國の与論に訴えしめ、ある種の圧迫ないし干渉を
 日本に加える計画であると観測を下し、これに對処する方策を練
 つた。

事、叙上の次第に鑑み、わが方としては、先方の反省を待つ外
 と認め、中止の場合には、却期間をおき、先方の提案してある共
 書を、作成することと並行して、先方が希望するならば、四月二
 八日以後、韓国代表の地位消失の事態を救済するため、四月二十
 日交換する方法を考慮するに、關し、本國政府との打合せ方を、公
 式に、四月二十五日、先方に、右の關し、本國政府との打合せ方
 月二十五日、金公使に、確答を求め、この儀を回示するより、要
 日五時、金公使に、確答を求め、この儀を回示するより、要
 めた態度であつたので、万やむを得ず、次の如き書簡を、松本
 から送付した。

協定案及び船舶問題解決方式にて調印して先ず両国の友好關係の基礎を作り請求権及び漁業問題のような複雑な問題は平和条約発効後に當て設共同委員會を設置して審議を続けるべきであると提案した。殊に請求権問題については、我方はこの難関を開するたため新たな構想と從來の経緯に拘束されぬ立場で、具体的な細目の審議を進め、衡平且つ妥當な解決に導くことにしたいということを提案し、又右常設共同委員會設置の場合の運営基準に關しても建設的な示唆を出した次第である。しかるに、貴國側はこれらの提案のいづれにも耳を簪そうとせず、請求権の細目交渉に入ること案を拒否し、日本側が法理的見解を撤回しなれば他の条約、協定に調印せぬとの態度を固持した。かくては會談を流行しても成果を期待し得ないことは明白である。

梁博士が日韓會談の機密書類を專断的に新聞記者に渡し再三事実を歪曲した聲明を出した不信な態度については、四月十四日付で日本政府から抗議を出したが私も亦梁博士へ二度も書信を送つてその猛省を促した経緯があることは御承知の通りである。然るに同大使及びその館員は米國においても頻りにプレスキャンペインを行ひ事實に反する宣傳を事として私を非難するのに努めてゐるが、この様に會談流行の基礎を韓國側が一つ一つ自らの手で壊していくのでは會談を円満に進めようがない次第です。

四月二十三日の釜山放送や外電は韓國政府が日韓會談を流行しないという開議決定を行つた旨を韓國政府のスポークスマンが発

在日韓国代表部
金溶植 公使閣下

松本俊一

表したと報じている。前述の様に韓国政府自ら会談続行のため
基礎を次から次へと壊わして行くばかりでなく会談を続行しない
との閣議決定すらを行われたとあつては愈々もつて今次日韓会談
は中止の已むなきに至つたことを遺憾乍ら確認せざるを得ない。
貴下の御健康と御多幸を祈ります。
一九五二年四月二十五日 敬具

叙上の経緯により、日韓会談はついに事実上一先ず打ち切りの状
 況となつた。日本側としては、韓国側がその対日認識を改め、虚
 心担擧、日本との外交関係の正常化と、両国の協力関係の設定
 とを求めて来るのであれば、これを好意的に考慮するに吝さか
 ではない。要するに二カ月に亘る今次会談における審議を通じて、双
 方の立場ない至見解は夫々明瞭になつてゐるのであるから、前記
 具體的基準の如きものを手掛りにして、充分の時をこれに充て
 新たな角度から討議を進めるなら、本件の最終的妥結も必ず
 しも難事ではないかも知れないと思われる。段階までに道は切り
 拓かれるに至つてゐると言える状況である。